

適切な数の線量バッジ等を装着しましょう

被ばく線量の見える化で、健康障害を防止

不均等被ばく※1の場合、放射線線量計（線量バッジ等）が 2 個以上必要です

装着例



均等被ばくの場合の装着位置

均等被ばくの場合の装着位置に加えて、体幹部と末端部のそれぞれに装着しましょう。

体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※2

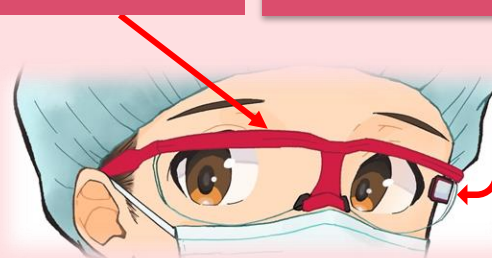
末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※3

眼の水晶体※4

防護眼鏡

線量計



防護眼鏡を使用し、線量計は防護眼鏡の内側に装着しましょう。

※1「不均等被ばく」とは、体に受ける被ばく線量が均等でないことをいい、防護エプロンを使用する場合などが該当します。

※2最も多く放射線にさらされる部位が、均等被ばくの場合と同一であるときは、放射線線量計の追加は不要です。

※3末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を超えない場合、放射線線量計の追加は不要です。

※4眼の水晶体の被ばく低減のため、防護眼鏡が有効です。防護眼鏡の内側に線量計を装着すると、より精緻な測定をすることができます。

均等被ばくの場合 放射線線量計（線量バッジ等）は 1 個です



胸部

男性、または妊娠する可能性がないと診断された女性



腹部

左図以外の女性

- 放射線業務従事者の受ける線量の限度は、5年間に**100mSv**、1年間に**50mSv**で、眼の水晶体に受ける線量*の限度は、5年間に**100mSv**、1年間に**50mSv**、皮膚に受ける線量*の限度は、1年間に**500mSv**です。（*等価線量）
ただし、女性の放射線業務従事者の受ける線量の限度は3か月間に**5 mSv**です。（妊娠と診断された方は別に定めがあります。）

- 定められた「5年間」の途中で、別の管理区域に立ち入る方は、すべての職場で交付された線量の記録を通算して確認する必要があります。

